

(案)

仕 様 書

1 件 名

児童発達支援センター送迎委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務日及び業務時間

(1) 平日

A：午前8時30分から午後7時まで

B：午前8時30分から午後6時まで（夏休み・冬休み期間）

C：午前8時30分から午後4時まで（原則、放課後等デイサービス事業のサービス提供が行われない日）

(2) 土曜日

D：午後4時45分から午後6時まで（第2・4土曜日）

ただし、放課後等デイサービス事業のサービス提供が行われない日は業務日から除くものとする。

(3) 上記(1)及び(2)については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。ただし、上記(1)及び(2)以外で、年間予定表において行事を定めた日は業務日とする。

なお、夏休み、冬休みを含めた年間予定表を年度当初に通知する。

(4) 1日の流れは、別紙1「送迎バスの運行イメージ」のとおり

(5) 特段の必要がある場合は、事業執行担当者との協議の上、車両を運行する。

4 委託場所等

(1) 名 称 文京区児童発達支援センター

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の規定による福祉型児童発達支援センター）

(2) 所在地 文京区湯島四丁目7番10号 教育センター内

(3) 用 途 総合福祉施設

(4) 平面図 別紙2「配置兼1階平面図」のとおり

5 委託内容

(1) 文京区児童発達支援センター利用児童の送迎に対する道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を取得する。

(2) 車両の確保及び福祉車両へのカスタマイズを行う。

ア 車両はおおむね3台程度とし、運転席、助手席及び添乗員席を除き、合計で30人分の座席を確保すること。（車椅子の座席を含む。）

イ アのうち、1台又は2台で合計2人以上の車椅子対応が可能となるリフト付きワゴン車両を用意すること。

なお、当該2人分はアの30人に含めることとする。

- ウ 全車両にエアコンを装備すること。
 - エ 全車両に区が指定する車両名等を表示すること。
 - オ 全車両に乗降用のオートステップ、乗降用手摺を装備すること。
 - カ 車両の点検時等に使用する代替車両を確保し、台数を維持すること。
 - キ 全車両に車両の前方後方を撮影するドライブレコーダーを設置すること。
 - ク 国土交通省が策定する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置を設置すること。
- (3) 運行に必要な運転手を確保し、研修及び試運行を実施する。
- ア 送迎に使用する車両の種類に係る道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者を、運転手として配置すること。配置に当たっては、自動車運転手の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）を遵守すること。
 - イ 児童発達支援センターの送迎バスを運行するという趣旨を十分に理解し、障害のある児童、生徒等に配慮した対応及び安全な運転に向けた研修を実施すること。
 - ウ 本業務に従事する運転手について、区が設定する全ての送迎コースを、決められた時間内に安全に運転することができるよう、事業執行担当者立ち合いのもと、予め試運転を実施する。試運転については、4月上旬までに行うこととし、送迎コースは、毎年設定するものとする。
- (4) 車両の運行（1月 1,760 キロ程度運行）
- ア 区が設定するルートの運行
 - イ 児童発達支援利用児及びその一部の保護者並びに放課後等デイサービス利用児の送迎、リフト操作及び車椅子固定等
 - ウ 各種行事に伴う送迎、リフト操作及び車椅子固定等
 - エ ア及びイに関する利用児の把握及び誘導
 - オ 区内各所及び必要に応じた区外への事務連絡等業務に必要な運行
 - カ 児童発達支援の戸外活動及び放課後等デイサービスの社会体験のための運行
 - キ 給油のための運行
 - ク 緊急時の運行
- (5) 車両の管理
- ア 車両の運行に必要な日常点検、燃料補給等
 - イ 点検等で車両が使用できない期間の代車の提供
- 6 この契約に含まれる費用
- 運転手雇用費用、登録納車等費用、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、自動車賠償責任保険、任意自動車保険（詳細は、「12 保険契約」に記載）、車庫証明費用、検査登録手続き費用、車両リサイクル代、給油代、教育センター以外の駐車場代、継続車検整備、法定点検整備、一般修理、オイル交換、バッテリー交換、タイヤ交換、点検等で車両が使用できない期間の代車の費用、車体両サイドに区が指定する車両名等を表示するマグネットの費用（新規作成、劣化・管理ミスによる作成）、ほか本仕様書のとおり実施するための全ての費用
- 7 受託者の責任
- (1) 運行、管理等の業務に責任をもって安全に遂行するとともに、業務以外の目的に当該車両を使用してはならない。

- (2) 運行前後の点検、清掃、適正注油及び簡易な修理・調整等を行うなど、点検整備に努めなければならない。
- (3) 受託者は、前項の整備が適正に行われるよう、毎月、車両の現状を確認するものとする。
- (4) 車両が故障し、修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、速やかにその旨を事業執行担当者に報告し、代車を用意し、運行前に報告するものとする。
- (5) 運行の途中、一時駐車するときは、車両から離れてはならない。ただし、やむを得ず車両から離れるときは、盗難・損害の防止のための措置を講じなければならない。
- (6) 車両は、終業後直ちに、受託者が確保する車庫に格納保管しなければならない。
- (7) 受託者は、運転手の教育指導に万全を期し、規律及び風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努め、区に対して迷惑を及ぼさないものとする。
- (8) 運転手が病気、事故等により、業務を行えない場合は、速やかに補充配置し、運行前に事業執行担当者に報告するものとする。
- (9) 受託者は、区が毎月開催する会議に、出席すること。

8 運転手の要件

- (1) 本業務を履行するに当たり、運転手は普通第二種免許以上を所持する者を必要人員配置し、事業執行担当者に報告すること。
なお、そのうち1人を責任者として定めること。
- (2) 福祉車両運転歴1年以上の経験がある者とする。
- (3) 運転手は、別紙3「運転手業務遵守事項」の内容を遵守し、区の信用を失墜させる行為を行わないこと。
- (4) 原則として、運転手は本送迎業務従事後1年の間は異動等による変更を行わないこと。
また、従事期間にかかわらず変更する場合には事前に事業執行担当者に協議すること。

9 管理記録

受託者は、運転手の健康状況及び車両の管理状況等について、区及び受託者で定める業務管理日報及び月報を作成し、当該月の翌月末までに事業執行担当者に提出するものとする。

10 事故等の報告

受託者は、運行業務の実施に伴い、事故等が生じたときは、速やかにその内容を事業執行担当者に報告し、協議の上、事故処理業務を行うものとする。

なお、車両を亡失又は損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署又は派出所に届け出るほか、臨機の処置を取ったうえで、同様に速やかにその内容を事業執行担当者に報告すること。

当該事故等が発生後、14日以内に事業執行担当者に報告書を提出すること。

11 損害賠償

- (1) 受託者は、車両の管理中における人身、対物及び車両等の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担すること。
- (2) 受託者は、運転手が故意又は過失により管理中における車両の利用者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担すること。

12 保険契約

受託者は、車両に対し、区を被保険者として、任意自動車保険契約（対人無制限、対物300万円）を締結するものとする。

なお、任意自動車保険契約締結後は、保険契約書等の写しを事業執行担当者に提出するものとする。

13 委託料の支払方法

- (1) 月額払いとし、検査合格後、受託者の請求書に基づき、支払うものとする。
- (2) 事業執行担当者は、受託者が適法な請求書を提出した日から起算して30日以内に、受託者の指定する口座に振込みにて支払うものとする。

14 その他

- (1) 受託者は、業務を行うに当たって、関係法令を守り、自ら業務計画を立案し、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、施設内及び車内等で知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約終了後も又同様とする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (4) (3)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者と行うこと。
- (5) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (6) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (7) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (9) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。

また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

- (11) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (12) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力

等)が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

15 連絡先

契約事務担当 : 総務部契約管財課契約係 TEL 03-5803 - 1150

事業執行担当者 : 教育推進部教育センター児童発達支援係 縄田
TEL 03-5800 - 2631